

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
6月12日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
解除予定保安林(萩市) (森林整備課) ..... 一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課) ..... 一
- 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 二
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (五件) (商政課) ..... 二
- 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 五



### 山口県告示第二百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
萩市大字明木字仏木一五二二の二、一五二二の三、一八〇〇・一八〇一・一八一
- 二 字横瀬仏木一八〇〇の一・一八〇〇の二五・一八〇〇の二七から一八〇〇の二三
- まで・字仏木田床一八〇二・一八〇五の二・字仏木大町ノ上一八〇六・字仏木大町ノ
- 上浴一八〇八(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、一般国道四三四号上樋尾橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三四号上樋尾橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 岩国市錦町宇佐字樋ノ尾地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
PC二径間連結ポストテンション合成桁形式橋りょう		八一・〇メートル		一〇・五メートル			(車道六・〇メートル)

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成三十年六月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年六月十二日から同年七月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年八月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―一五四〇）にすること。

山口県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三七の四及び六三七の四地先	四・〇 五・〇	四七・八	平成三〇、 五、一四



(二二五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル小月店

所在地 下関市清末五毛一丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社トリアルカン 住所 福岡市東区多の津一丁目二番二号 代表者の氏名 榎木野仁司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社トリアルカン パニー	永田 久男	榎木野仁司

- 四 届出年月日  
平成三十年五月二十五日
- 五 変更年月日  
平成二十九年六月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパーセンタートリアル新下関店  
所在地 下関市一の宮町一丁目四の七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 代表者の氏名 榎木野仁司
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	永田 久男	榎木野仁司
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社トリアルカン	株式会社トリアルカン

- 四 届出年月日  
平成三十年五月二十五日
- 五 変更年月日  
平成二十九年六月十九日

(二二六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成三十年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部  
商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパーセンタートリアル際波店  
所在地 宇部市大字際波一四四五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 代表者の氏名 榎木野仁司
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	永田 久男	榎木野仁司
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社トリアルカン	株式会社トリアルカン

- 四 届出年月日  
平成三十年五月二十五日
- 五 変更年月日  
平成二十九年六月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパーセンタートリアル東岐波店  
所在地 宇部市大字東岐波六六八七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 代表者の氏名 榎木野仁司
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	永田 久男	榎木野仁司
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社トリアルカン	株式会社トリアルカン

- 四 届出年月日  
平成三十年五月二十五日
- 五 変更年月日  
平成二十九年六月十九日

(二二七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル防府店

所在地 防府市大字浜方一九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカンパニー 住所 代表者の氏名 福岡市東区多の津一丁目二番二号 榎木野仁司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	永田 久男		榎木野仁司
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー		

四 届出年月日

平成三十年五月二十五日

五 変更年月日

平成二十九年六月十九日

(二二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル下松店

所在地 下松市潮音町一丁目六二の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカンパニー 住所 代表者の氏名 福岡市東区多の津一丁目二番二号 榎木野仁司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	永田 久男		榎木野仁司
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー		

四 届出年月日

平成三十年五月二十五日

五 変更年月日

平成二十九年六月十九日

(二二九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパーセンタートライアル周南店  
所在地 周南市野村三丁目四七八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 榎木野仁司  
パニー

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	永田 久男		榎木野仁司
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー	〃	〃

四 届出年月日

平成三十年五月二十五日

五 変更年月日

平成二十九年六月十九日

(一三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年一月三十日山口県公告(一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月十二日から同年七月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク防府店  
所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

平成三十年六月十二日  
印刷發行

發行人所

山口県知事